

身体障害者手帳の申請時に持っていくもの

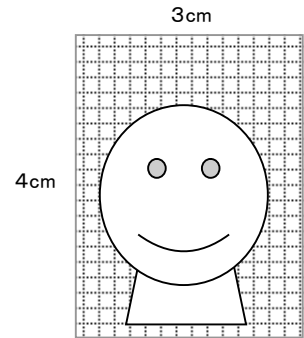
□ 身体障害者福祉法第15条に定める医師の診断書(所定の様式があります。)

- * 診断書作成日から3ヶ月以内のもの(3ヶ月を経過した診断書は受付できません)
- * 念のため受診の際には健康保険証等を持参してください。
- * 人工関節置換術実施後の申請は、経過が安定した状態(術後6ヶ月以降を目安)で診断を受けて、提出してください。
- * 診断書が「該当しない」の場合であっても審査により手帳交付の対象となる場合があります。

□ 上半身の写真 1枚 (写真用紙を使用したもの)

大きさ たて4cm ・ よこ3cm

脱帽 ・ 上半身で、およそ1年以内に撮影したもの
個人を識別できるもの(マスク、サングラス等 不可)



※写真はのりづけしないでください

□ 個人番号(マイナンバー)確認書類【別紙参照】

- * 12桁の番号がわかる通知書でも可

□ 本人確認書類【別紙参照】

該
当
の
方
の
み

□ 身体障害者手帳 : 紛失・破損・等級変更や障害名追加・再認定等で再交付の申請をされる方

□ 健康保険の資格情報が確認できるもの(健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど)

- : 1級・2級と診断された方、または障害名追加により総合1級・2級になる方
※重度障害者医療証申請のため

★世帯全員が市民税非課税の方は、身体障害者手帳の診断に係る文書料を払戻しできます。

□ 領収書(身体障害者手帳の診断に係る文書料)

※文書料等と明記されていないと払戻しはできません。

□ 振込希望口座の通帳

※口座確認のため通帳をご持参ください。後日、振込希望口座へ振込みます。

□ 世帯全員の市民税非課税証明書

※市外からの転入等、市で課税情報が確認できない場合のみ非課税証明書が必要です。
※診断日の年度分(診断日が4月、5月の場合は前年度分)の非課税証明書が必要です。

★ 生活保護世帯の方は、診断前に生活保護係より検診命令を受け取り、受診してください。

《申請窓口》 居住地を管轄する福祉事務所高齢・障害福祉係

□ 東大阪市東福祉事務所 高齢・障害福祉係 〒579-8048 東大阪市旭町1-1(2階)

TEL072-988-6628 FAX072-988-6671

東体育館の向かい

□ 東大阪市中福祉事務所 高齢・障害福祉係 〒578-0941 東大阪市岩田町4-3-22-300

TEL072-960-9285 FAX072-964-7110

若江岩田駅前 希来里2階

□ 東大阪市西福祉事務所 高齢・障害福祉係 〒577-0054 東大阪市高井田元町2-8-27(2階)

TEL06-6784-7980 FAX06-6784-7677

法務局の裏、西保健センター隣り

申請等に個人番号（マイナンバー）が必要となります。

- ◆ 社会保障と税番号制度の対象手続きとなるため、申請時に障害の認定を受ける方の個人番号（マイナンバー）と免許証等の確認書類が必要となります。
- ◆ 障害の認定を受ける方以外の方（以下、代理人）が申請する場合、代理人の本人確認および代理権の確認書類が必要となります。

提示する必要がある確認書類については裏面をご覧ください。

【確認書類の見本】

●個人番号カード



●マイナンバー通知カード

氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り使用できます



●委任状（代理人が申請する場合）

委任状	
	記入例
(代理人)	
住所	〇〇〇〇〇 〇-〇-〇
氏名	〇〇 〇〇
上記の者を私の代理人と定め、下記の事項につき委任します。	
(委任する事項)	
次の申請に関すること	
☐ 身体障害者手帳の交付に関する申請	
☐ 障害福祉サービス（補装具含む）の支給に関する申請	
☐ 更生医療の支給に関する申請	
☐ 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当に関する申請	
(あて先) 東大阪市長	
(委任者) 令和〇年〇月〇日	
住所	〇〇〇〇〇 〇-〇-〇
氏名	〇〇 〇〇

委任する事項をご記入ください。

記入した日付をお書きください。

必ず委任者（障害の認定を受ける方）が手書きで記載してください。（障害があるため手書きで記載できない場合はパソコン入力等も可）

【確認書類について】

申請の際に、次の書類を窓口で確認させていただきます。

＜本人（障害の認定を受ける方）が申請する場合＞

(A) 本人確認に必要な書類	
氏名が記載されている次の書類を確認します。 (ア～ケのいずれか1点、またはコ～チのうちいずれか2点)	
1点で確認できる書類	2点で確認できる書類
ア 個人番号カード イ 運転免許証 ウ 身体障害者手帳 エ 療育手帳 オ 精神障害者保健福祉手帳（写真付き） カ パスポート キ 運転経歴証明書 ク 在留カード ケ 特別永住者証明書	コ 健康保険の資格情報が確認できるもの （健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど） サ 介護保険の被保険者証 シ 年金手帳 ス 基礎年金番号通知書 セ 年金証書 ソ 恩給の証書 タ 児童扶養手当証書 チ 特別児童扶養手当証書



(B) 障害の認定を受ける方の個人番号（マイナンバー）確認に必要な書類
以下の書類を確認します。（①～④のいずれか1点、写し可）
① 個人番号カード ② 通知カード ※氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り使用できます。 ③ 個人番号が記載された住民票 ④ 住民票記載事項証明書

＜代理人が申請する場合＞

(C) 代理人の本人確認および代理権の確認
障害の認定を受ける方以外の方が代理で申請する場合、上記（B）（障害の認定を受ける方の個人番号確認に必要な書類）および、代理人の身元確認として <u>代理人の氏名が記載されている上記（A）の書類（写し可）</u> を確認します。 また、代理権の確認として次の書類のいずれか1点を確認します。
・ 本人（障害の認定を受ける方）の氏名が記載されている上記（A）の書類（写し可） ・ 戸籍謄本 ※代理人が法定代理人（親権者・後見人）の場合のみ可 ・ 委任状

- 郵送で申請される場合、申請書に必要書類の写しを添付してください。
 紛失等の郵送事故に関する責任は負いかねますのでご了承ください。
 確認事項がある場合、申請書に記載された連絡先にご連絡する場合がございます。